

法務省人定訓第 1 号

本省局 部 課 長
所 管 各 庁 の 長

法務省定員規則（平成 13 年法務省令第 16 号）第 2 条の規定に基づき、法務省定員細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

法務大臣 上 川 陽 子
（公印省略）

法務省定員細則の一部を改正する訓令
法務省定員細則（平成 13 年法務省人定訓第 80 号大臣訓令）の一部を次のように改正する。

第 1 項の表を次のように改める。

区 分		定 員	備 考	
本 省	内 部 部 局	大 臣 官 房	392 人	1 事務次官 1 人 及び秘書官 1 人 を含む。 2 うち、59 人 は、司法法制部 の定員とし、司 法法制部の定員 のうち、6 人 は、国立国会図 書館支部法務図 書館の定員とす る。
		民 事 局	100 人	
		刑 事 局	64 人	

	矯正局	84人	
	保護局	45人	
	人権擁護局	28人	
	訟務局	88人	
	小計	801人	
施設等 機関	法務総合研究所	84人	
	矯正研修所	85人	うち、24人は、 支所の定員とする。
	刑務所， 少年刑務所 及び拘置所	19,678人	
	少年院	2,386人	
	少年鑑別所	1,153人	
	婦人補導院	2人	
	小計	23,388人	
地方支 分部局	法務局及び 地方法務局	8,908人	
	矯正管区	295人	
	地方更生 保護委員会	315人	
	保護観察所	1,524人	
	小計	11,042人	

	検 察 庁		11,860人	
	本 省 計		47,091人	
出入国 在 留 管理庁	内部部局		124人	長官1人, 次長1人, 審議官2人及び参事官2人を含む。
		出入国管理部	49人	
		在留管理支援部	78人	
		小 計	251人	
	施設等 機 関	入国者収容所	235人	
	地方支 分部局	地方出入国 在留管理局	5,536人	
	出入国在留管理庁計		6,022人	
公安 審査 委員会	内部部局	事務局	4人	
公安 調査庁	内部部局	総 務 部	81人	長官1人及び次長1人を含む。
		調 査 第 一 部	125人	
		調 査 第 二 部	170人	
		小 計	376人	
	施設等 機 関	公安調査庁 研 修 所	8人	

地方支 分部局	公安調査局	1,313人	
公安調査庁計		1,697人	
法務省合計		54,814人	

附 則

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 検察庁の定員は、この訓令による改正後の法務省定員細則第1項の規定にかかわらず、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区 分	期 間	定 員
検 察 庁	令和3年12月31日までの間	11,868人